

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成18年3月17日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

東宝株式会社

代表取締役社長 高井 英幸

東京都千代田区有楽町一丁目2 - 2

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

京極東宝ビル

京都市中京区新京極通四条上ル仲之町538 - 1

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となった日

平成18年3月6日

3 届出年月日

平成18年3月6日

（産業観光局商工部商業振興課）